

# 横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申

(答申第1269号)

平成26年5月23日

横情審答申第1269号

平成26年5月23日

横浜市長 林 文子 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 三 辺 夏 雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に  
基づく諮問について（答申）

平成26年1月17日西土第2543号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「道水路境界復元について（昭和59年度59－西土－1－4）のうちの確認  
書及び承諾書」の一部開示決定に対する異議申立てについての諮問

## 答 申

## 1 審査会の結論

横浜市長が、「道水路境界復元について（昭和59年度59－西土－1－4）のうちの確認書及び承諾書」を一部開示とした決定は、妥当である。

## 2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「道水路境界復元について（昭和59年度59－西土－1－4）のうちの確認書及び承諾書」（以下「本件申立文書」という。）の開示請求（以下「本件請求」という。）に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が平成25年11月5日付で行った一部開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるといものである。

## 3 実施機関の一部開示理由説明要旨

本件申立文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第7条第2項第2号及び第4号に該当するため一部を非開示としたものであって、その理由は、次のように要約される。

## (1) 条例第7条第2項第2号の該当性について

個人の氏名、住所及び個人印の印影については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため、本号本文に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しないことから非開示とした。

土地の所在（地番）については、何人も閲覧可能な土地登記簿等の情報と照合することによって、特定の個人を識別することができるため、本号本文に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しないことから非開示とした。

## (2) 条例第7条第2項第4号の該当性について

法人代表者印の印影は、開示すると当該法人の財産権が侵害されるおそれがあるため、非開示とした。

## 4 異議申立人の本件処分に対する意見

異議申立人（以下「申立人」という。）が、異議申立書及び意見書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

## (1) 本件処分を取り消し、本件申立文書の全部開示を求める。

## (2) 本件で非開示とされた情報は、条例第7条第2項第2号ただし書ア「法令等の規定

により又は慣行として公にされ、又は公にされる事が予定されている情報」及び同号ただし書イ「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にする事が必要であると認められる情報」に該当し、開示すべきである。

- (3) 地方法務局は、登記情報のみでなく、それに至る「境界設定に伴う書類」を、申請書から、関係者の氏名、住所、印影まで全て開示している。開示の際、写しを撮ることも勧められた。
- (4) 道水路等境界明示図・復元図を持って、私道を、所有権移転でもって所有した不動産取引業者が、拡張した図面を法務局に【錯誤】として登記し、打合せをしたいので自宅に伺うとの文書を送ってきたため、申立人自身の財産を守るため、非開示とされた情報は開示されるべきである。また、今までの当該不動産取引業者からの発言により、身体の危険を感じている。
- (5) 赤道の決定について、疑義がある旨、西土木事務所に相談した。今後、不動産取引業者との間に円満解決ができるよう相談し、本件請求に至ったが、非開示が多く当惑している。また、後日、同じく赤道に関わる土地の所有者が情報開示請求をしたところ、申立人に開示されていない文書が開示され、ますますこの赤道について全体像がつかめない。今後いったい何人の文書が残されているのだろうかと考えると、慎重に行動する必要性を強く感じている。
- (6) 一部開示理由説明書に記載された非開示理由の「人の生命、身体、財産等の…(略)」が荒唐無稽で、通常の業務として処理していた法務局の担当者は、何ら逡巡することなく開示したのに、実施機関の担当部署が通常業務として行っていなかったために、開示しないのかと思わざるを得ない。不利益を受けるのが、「通常の処理」をしなかった部署かとも思っている。例えば、全て同じ筆跡で書かれている等、正当な文書として疑わしいので、開示しないのかと思われる。
- (7) 法人代表者印の印影については、申立人の保管する売買契約書に、当該法人の代表者印の印影が押されている現状で、担当者の印影が何ら意味を持つことが理解できない。もともと、印影については、非開示でも全く構わないが、その印影を持って、どのような不利益を行うことができるのかと考えると、見当もつかない。
- (8) 個人の知る権利は、業者の利益に優先してほしい。

## 5 審査会の判断

### (1) 道水路等境界調査について

横浜市は、横浜市が管理する道路、水路及び堤とう敷等（以下「道水路等」とい

う。)とこれらに接する土地(以下「隣接地」という。)との境界を明らかにするために、横浜市道水路等の境界調査に関する規則(昭和54年5月横浜市規則第35号)に基づき、道水路等境界調査(以下「境界調査」という。)を実施している。境界調査には、道水路等と隣接地との境界が確定していない場合に、当該隣接地の所有者との現場立会いによる協議の上、当該隣接地の所有者の同意を得て境界を確定する境界明示と、道水路等と隣接地との境界が既に確定している場合に、当該隣接地の所有者との現場立会いの上、当該隣接地の所有者の同意を得て資料図に基づき当該境界を確認する境界復元とがある。

(2) 本件申立文書について

本件申立文書は、境界復元の際に、道水路等と隣接地の境界を、関係土地所有者との立会いの上、資料図に基づきその境界を確認する旨の文書である。

実施機関は、本件申立文書のうち、確認することの意思を表明した者(以下「確認者」という。)の氏名、住所及び個人印の印影並びに確認者が境界を確認した土地の地番については条例第7条第2項第2号に該当するとして、法人代表者印の印影は同項第4号に該当するとして、それぞれ非開示としている。

(3) 条例第7条第2項第2号の該当性について

ア 条例第7条第2項第2号では、「個人に関する情報・・・であって、特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)」については開示しないことができると規定している。もっとも、本号ただし書では、「イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」については、本号本文で規定する開示しないことができる個人に関する情報から除くことを規定している。

イ 本件申立文書に記録されている確認者の氏名、住所及び個人印の印影は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることから、本号本文前段に該当する。

また、確認者が境界を確認した土地の地番は、公にすると土地登記簿に記録されている情報等と照合することにより、当該土地の所有者及び確認者の氏名並びにそれらの者の住所が容易に推測され、その結果、当該道水路等の境界の確認に当たって、確認者の氏名等が明らかとなり、特定の個人を識別することができるものであることから、本号本文前段に該当する。

ウ 次に、本号ただし書イの該当性について検討する。

本号ただし書イの規定は、当該情報を公にすることにより保護される人の生命、健康、生活又は財産の利益と、これを公にしないことにより保護される個人の権利利益を比較衡量し、前者の利益が後者のそれを上回るときにはこれを開示する趣旨である。

これを踏まえて本件申立文書について考えると、当審査会が本号本文に該当するため非開示とすることが妥当と判断した情報について、比較衡量により一般に人の生命、健康、生活又は財産を保護する利益が優先し、これを何人にも公にすることが必要であるとすべき事情は認められないため、本号ただし書イに該当しない。また、当該情報は本号ただし書ア及びウのいずれにも該当しない。

(4) 条例第7条第2項第4号の該当性について

条例第7条第2項第4号では、「公にすることにより、人の生命、身体、財産等の保護その他の公共の安全の確保及び秩序の維持に支障が生ずるおそれがある情報」については開示しないことができると規定している。

法人代表者印の印影は、公にすると、第三者に偽造されるなどして、当該法人の財産権が侵害されるおそれがあることから、本号に該当する。

(5) 結論

以上のとおり、実施機関が、本件申立文書を条例第7条第2項第2号及び第4号に該当するとして一部開示とした決定は、妥当である。

(第二部会)

委員 金子正史、委員 高橋良、委員 三輪律江

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成26年1月17日	・実施機関から諮問書及び一部開示理由説明書を受理
平成26年2月6日 (第168回第三部会) 平成26年2月13日 (第242回第一部会) 平成26年2月14日 (第249回第二部会)	・諮問の報告
平成26年2月24日	・異議申立人から意見書を受理
平成26年2月28日 (第250回第二部会)	・審議
平成26年3月14日 (第251回第二部会)	・審議
平成26年4月11日 (第252回第二部会)	・審議
平成26年4月22日 (第253回第二部会)	・審議